

事務連絡
2021年1月19日

関係各位

一般社団法人室蘭植物検疫協会

植物防疫関係省令・告示に基づく申請書等における押印の取扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、常日頃弊会の運営に関しご指導ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして横浜植物防疫所 札幌支所 室蘭・苫小牧出張所より、昨年12月21日に植物防疫法施行規則の一部が改正され、別記様式第1号から第36号の大部分と、その他植物検疫手続きに係る提出書類の大部分の押印を省略するとの通知がありました。なお、これまで提出書類の氏名欄へ「自署」又は「記名・押印」が必要でしたが、記名の場合は押印が不要となります。

実績をもとに押印の必要がない書類を抜粋し、下記にてお知らせいたしますのでご確認ください。また、記載していない書類でも、押印を必要としないものがありますので、都度確認をお知らせいたします。

敬具

記

- ・植物防疫官証（第一号様式）
- ・植物輸入禁止品等輸入検査申請書（第四号様式）、植物等輸出検査申請書（第十四号様式）
- ・植物検査合格証明書（第七号様式）、植物輸入認可証明書（第八号様式）
- ・処分証明書（第九号様式）
- ・（消毒・廃棄）命令書（第十一号様式）
- ・一港検査願
- ・消毒計画書、輸送後消毒申請書
- ・消毒（廃棄）実施報告書
- ・検疫措置願
- ・積替届
- ・くん蒸倉庫指定申請書
- ・加工消毒工場指定申請書
- ・青果物消毒に関する申出書
- ・その他提出書類

以上